

# 事業計画総括

## I 誰もが安心していきいきと暮らせる地域福祉づくり

- 1 高齢者・障害者等に関する多様な福祉ニーズを把握し、市町村や市町村社会福祉協議会等との協働による地域福祉事業の推進を図り、地域の中での生活が充実できるよう支援します。

### (1) 福祉サービスコンサルティング事業の推進

市町村並びに市町村社協に対して、アドバイスや職員派遣、一定期間の事業受託等を行うことにより、高齢者・障害者等の福祉サービスの向上を図り、地域福祉の推進に努めます。

### (2) 地域福祉権利擁護事業（通称：まもりーぶ事業）の促進

本事業は、これまで市町村社協へ一部事務委託により実施してきましたが、市町村社協が主体的に実施するシステムへモデル的に変更し、より地域に密着した質の高いサービスの提供を目指します。

### (3) 生活福祉資金貸付事業の展開

低所得者、障害者及び離職者等の自立支援、地域福祉推進の視点から適正な貸付を行うとともに、債権管理の徹底を図ります。

### (4) 社協のあり方検討委員会の開催

改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行など社会福祉の情勢変化のなかで、将来の県社協及び市町村社協の経営や運営に関する指針等の策定を行います。

- 2 ボランティア・市民活動を推進するとともに、県災害ボランティアセンターの役割として災害時における県・被災地市町村等との連携により、情報等を収集し迅速に支援を行います。

### (1) ボランティアの活性化と推進者の養成

市町村社協やNPO法人、個人、市民グループ等のボランティアに対し、専門研修や各種講座、相談、各種助成事業等の支援により連携を強化し、活性化と養成に努めます。

### (2) 県災害ボランティアセンターとしての支援体制の整備

県災害ボランティアセンターとして、被災地の復興と被災住民や要援護者の生活を支援するために、県・市町村・市町村社協・ボランティア・NPO法人等の各種団体と協議検討し、役割分担などを明確しながら、訓練や研修等をととして支援体制の整備を図り、災害時において迅速に対応できるよう備えます。

- 3 福祉サービス利用者の権利を守り、サービスの質的向上が図られるよう取り組みます。。

### (1) 権利擁護の支援体制の確立

第三者によって創設される権利擁護センター（仮称）との連携・協力により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進します。

## **(2)「介護サービス情報の公表」の導入に伴う調査機関としての事業推進**

介護保険の基本理念に基づくサービスの質の確保が事業者に求められているなかで、平成18年度から介護サービス情報の公表が義務付けされます。県社協は、その「指定調査機関」として中立・公正な見地から調査を行い、サービスの質の確保に取り組めます。

## **4 要援護者及び県民等からの多様な相談に迅速に対応するため、総合相談の充実を図り生活支援の強化に努めます。**

### **(1) 総合相談機能の充実による生活支援の強化**

県民への相談窓口として地域福祉、施設福祉、権利擁護等の専門的知識、技術を有した人材の活用により、なんでも相談できる（ワンストップサービス）体制を構築します。

### **(2) 第三者機関等との連携した支援**

相談内容に応じて、地域福祉権利擁護事業における福祉サービスの利用援助や財産管理、運営適正化委員会への紹介による苦情等の斡旋・調停、第三者機関と連携した成年後見等の権利擁護事業など、ネットワークを活かした具体的支援を行います。

## **5 いきいきシニアの活力が地域社会に貢献できる環境づくりに取り組みます。**

### **(1) 宮城いきいき学園の運営**

学園5校（仙南校、大崎校、石巻校、気仙沼・本吉校、登米・栗原校）では、高齢者の多様なニーズに対応できる幅広く且つ専門的な学習を行い、地域社会の発展に寄与できる高齢者のリーダーとなる人材の育成に努めます。

### **(2) みやぎシニアカレッジ・アカデミー校の開設**

シニアカレッジ・アカデミー校は、高齢者が興味・関心ある専門講座（4コース）をとおして生きがい発見と地域参加活動への参画を図ります。

### **(3) 元気シニアのためのマッチング推進事業の実施**

元気な高齢者が長年培ってきた豊富な経験と知識などを活かし、地域社会の中で積極的に活動できる機会を提供することを目的に、元気高齢者の力を貸してほしいというニーズの情報収集を行い、活動したいという元気高齢者とマッチングして活用できるようコーディネートします。

## **6 施設利用者等の福祉サービスを具現化するために、より普通の暮らしを目指して地域で安心して生活ができるよう推進します。**

### **(1) 障害者等の地域生活移行の推進**

利用者本人及びその家族等の意向を尊重し、個別支援計画に基づいて自立訓練ホーム・自活訓練棟での地域生活体験などをおして段階的にグループホーム等に移行し地域での生活を目指します。

### **(2) 地域密着型の福祉サービスの展開**

多様化する高齢者・障害者等の福祉ニーズに対応するために、共生型小規模・多機能サ

ポートセンターを拠点とし、地域密着型の福祉サービスを展開します。

### (3) 障害者自立支援法に対応した施設体系・事業体系の見直し

利用者の居住支援（ナイトケア）と日中活動支援（デイケア）を明確化し、効果的にサービスが提供できる体系を確立するために、今年度を初年度として継続的に体系整備に取り組めます。

## II 社会福祉事業者の経営支援と福祉人材の育成・確保

### 1 社会福祉の普遍化が進むなかで、社会福祉事業者が健全な経営が確保できるよう支援します。

#### (1) 経営相談と専門相談員の派遣

社会福祉事業者が健全な経営ができるよう、弁護士・公認会計士・社会保険労務士等の協力を得ながら経営改善、財務管理、労務管理等に関する助言指導に努めます。

#### (2) リスクマネジメントの徹底

市町村社協等に対して、利用契約により高齢者や障害者等の意識変革が進むなかで、リスク管理の重要性が問われている現状を踏まえて、具体的な取り組みについて支援を行います。

### 2 社会福祉を取り巻く環境の変化に対応できる専門性の高い社会福祉関係職員の研修を実施します。

#### (1) 専門研修の実施

県からの受託研修機関として専門・各種研修を体系的・効率的に実施するとともに、自主事業として先駆的な研修を企画実施し、福祉ニーズに対応できる専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

#### (2) 研修機能の提供

市町村社協や社会福祉法人等へ県社協が持っている最新の情報や専門的研修機能を積極的に提供します。

### 3 多様な福祉ニーズに対応できる福祉人材の育成と確保に努めます。

#### (1) 社会福祉従事者の確保と的確な就労支援

福祉の職場への就労希望者の資格や経験などの的確に把握し、人材を必要とする事業所のニーズに合わせた職業紹介・斡旋に努めます。

#### (2) 障害者の雇用の促進

障害者を対象としたヘルパー研修の受講を修了した者を福祉の職場等への斡旋を行うとともに、定着へ向けて支援します。

### Ⅲ セーフティネット機能の発揮

- 1 処遇困難な障害者や虐待等による緊急的利用者の受入れなどセーフティネット機能を発揮するとともに、契約になじまない障害者等（法を犯したり・法を犯すおそれのある障害者等）の法的整備のあり方勉強会を昨年度に引き続き全国規模で検討します。

#### （１）ショートステイ・レスパイト機能の充実

県社協が管理運営する社会福祉施設において、処遇困難な障害者や虐待等による緊急的利用者の受入れを行うとともに、関係機関等と支援会議を開催し支援のあり方についても検討し、できる限り地域で生活できるよう支援します。

#### （２）法を犯したり・法を犯すおそれのある障害者等の法的整備のあり方勉強会への参画

全国の関係者で組織した勉強会のなかで、法を犯したり・法を犯すおそれのある障害者等の実態を把握・分析し、福祉制度のサイドから支援の仕組み等についての法的整備に向けて昨年度に引き続き検討します。

- 2 災害時における被災者や高齢者、障害者等の緊急保護を県、関係機関等との連携により積極的に受入れます。

#### （１）被災住民や要援護者等への早期自立支援活動の支援

県社協が運営する社会福祉施設や地域福祉サービスセンター等の機能を活かし、被災住民や要援護者等の支援物資備蓄の整備や避難場所としての受入れなどを行います。

#### （２）社会福祉施設等と連携しての支援

広域的な災害に当たっては、県社協が運営する社会福祉施設等にも限界があることを考慮し、他の社会福祉施設等と連携・協働で支援できるよう体制整備に努めます。

### Ⅳ 先駆的事業の展開と福祉施策の提言

- 1 改正介護保険法及び障害者自立支援法が施行されるなかで、県社協はこうした社会福祉の情勢変化を的確に把握しながら、職員の専門性を活かし、市町村や市町村社協との協働によりモデル的事業等を展開し、地域での事業の立ち上げを支援します。

事業が軌道に乗った段階で市町村や市町村社協等へ移管し全県の福祉サービス基盤整備を図っていきます。

#### （１）地域支援モデル事業の展開

将来予想される普遍的な介護保険の導入を見据えて、市町村等と連携し包括支援センターの運営に協力します。

#### （２）障害者自立支援法を見据えた事業の展開

障害者本人及びその家族等のニーズに応えるために、重度重複障害者や強度行動障害者等を対象にしたケアホームをモデル的に実践し、地域生活への移行が円滑に推進できるよう努めます。また、障害者自立支援法で必須事業となる市町村地域生活支援事業における障害者相談事業（三障害の一元化した相談支援）の受託に向けて取組みます。

- 2 地域福祉と施設福祉の推進の実践的担い手として、利用者本人及びその家族等のニーズはもとより、福祉サービス提供の事業所や市町村・市町村社協等のニーズを汲み取り国や県等の福祉施策に反映できるよう提言します。

- (1) 先駆的・政策的事業の実践

先駆的、モデル事業等の実践をとおして、事業内容を検証しながら福祉施策の提言をします。

- (2) 第6回福祉セミナーの開催

全国から福祉関係者を一堂に会し福祉セミナーを開催し、討議・検討したものを集約して提言を発します。

## V 適正な法人経営と経営基盤の強化

- 1 コンプライアンス（法令遵守）経営を確立し、健全な経営を図るとともに、財務状況や事業内容を積極的に情報開示して透明性と信頼性の確保に努めます。

- (1) コンプライアンス（法令遵守）経営の確立

関係法令等の改正に伴う諸規則の整備や倫理綱領行動規範等の実践により業務を推進するとともに、経営上のリスクや事故、災害に備えたリスクマネジメントを推進します。

- (2) 経営機能の充実と経営の透明性の確保

理事会・評議員会での審議や監事会による財産状況の監査等の実施のほか、経営企画委員会等で事業の推進を管理し、経営戦略・計画等を策定するとともに、その状況等をホームページ等で積極的に公開し経営の透明性の確保に努めます。

- 2 指定管理制度下での予算執行・資金管理等を的確に行い社会福祉施設の管理運営等の徹底を図り、自主事業及び収益事業等による計画的に自主財源を確保に努めます。

- (1) 自主・自立的経営の確保

指定管理制度下で事業収益を法人本部に一体的に管理を図り、積立金、引当金、事業資金等を計画的に確保し、自主・自立的経営を目指します。

- (2) 適正な基金・資金管理と予算執行

各種基金や資金を計画的に適正な運用管理により、事業運営等に反映できるよう予算執行します。